

「税務システム等標準化検討会」 第4回議事概要

日時：令和3年8月25日(水) 10:00～11:00

場所：WEB開催

出席者（敬称略）：

（構成員）

庄司 昌彦	武蔵大学社会学部メディア社会学科 教授
室川 究吾	東京都主税局 税制部 システム管理課 課長
清水 健次	浜松市財務部 税務総務課 課長
岡田 茂樹	神戸市行財政局 税務部 税政企画課 課長
岡田 寿史	前橋市未来創造部 情報政策課 課長
大久保 実	三鷹市市民部 市民税課 課長
大竹 芳弘	三条市総務部 情報管理課 課長補佐
池野 兼浩	飯田市総務部 税務課 課長
深澤 安信	富士市総務部 情報政策課 課長
山本 敦志	豊橋市財務部 市民税課 課長
崎山 雅子	南国市市民課 課長
本山 政志	埼玉県町村会情報システム共同化推進室 室長
川島 正治	全国知事会調査第一部 部長
平寄 正俊	全国市長会財政部 部長
角田 秀夫	全国町村会財政部 部長
東田 晃弘	地方税共同機構事務局長
吉本 明平	一般財団法人 全国地域情報化推進協会（APPLIC）企画部 担当部長
三木 浩平	内閣官房情報通信技術総合戦略室 政府CIO 補佐官

（準構成員）

日名子 大輔	株式会社PKKCS 企画開発本部企画部 部長
藤原 康洋	北コンピューターサービス株式会社 関東支社営業本部東日本営業部関東 DIALOGUE 営業課 課長
早田 浩史	Gcom ホールディングス株式会社 第2製品開発部 部長
徳留 隆洋	株式会社シンク 東京支店東日本営業課
松下 邦彦	株式会社TKC 地方公共団体事業部システム企画本部 デジタルガバメント対応推進 担当部 部長
三井 沙織	株式会社電算 公共開発本部公共リレーション2部 主幹
家田 拓郎	日本電気株式会社 公共システム開発本部 プロジェクトマネージャー
箕田 考文	株式会社日立システムズ 公共パッケージ事業部第二開発本部第一開発部 部長
賀川 健太郎	富士通 Japan 株式会社 行政ソリューション開発本部住民情報ソリューション事業部 部長

(総務省)

田辺 康彦	総務省自治税務局	企画課	課長
山口 最丈	総務省自治税務局	都道府県税課	課長
中野 祐介	総務省自治税務局	市町村税課	課長
風早 正毅	総務省自治税務局	固定資産税課	課長
村上 浩世	総務省自治税務局	企画課	電子化推進室 室長
間宮 将大	総務省自治税務局	都道府県税課	自動車税制企画室 課長補佐

その他オブザーバー 等

【議事次第】

1. 税務システム標準仕様書【第 1.0 版】(案)について
2. その他

【意見交換(概要)】

- 標準仕様書におけるカスタマイズの考え方について、再度詳細に伺いたい。
 - 標準化については、人口減少社会を見据えた時代に、可能な限り、情報システムに関して地方団体の職員に労力がかからないようにすることが重要であると考えている。国で標準仕様を作成し、それに基づくシステムをベンダーが作成し、地方団体で使っていただく中で、カスタマイズなしで対応することを目指している。これにより、ベンダーのカスタマイズ対応の労力減少、どこでも同じ住民サービスを受けられることによる住民のサービスレベルの向上を目指し進めてきた。この点を踏まえると、ご指摘のどおり、認められるとしてもアドオンまでであり、基本的にノンカスタマイズが前提となる。

その一方で、標準化法第 8 条においては、標準化対象事務を効率的に処理することが必要であり、システムの互換性が損なわれない限りにおいて、必要最小限度の改編や追加を行うことができる。地方団体ごとに独自の施策や個別の事情があるのは承知しているので、できるだけ地方団体の意見を反映し、パラメータ処理やアドオン、団体規模別の事項はオプション機能などで対応したい。なお、現状、把握できていないものについて一時的にカスタマイズを認めることは、地方団体の業務遂行上、あり得ることであり、この場合は、次の標準仕様書改定で修正して対応するような方針と考える。
 - 承知した。そのような考えであれば、標準仕様書【第 1.0 版】(案) 本体 p.10 の「カスタマイズすることなく利用することが推奨される」との記載について、地方団体職員としては「カスタマイズしても良い」と誤解してしまう懸念があるため、意図が伝わりやすいよう、記載を工夫していただきたい。
 - 基本的には標準システムに準拠することが義務であるので、一時的にカスタマイズで対応したもののについても、標準仕様書にフィードバックする仕組みも、今後、検討が必要と認識。

- 標準準拠システムの認証について、ガバメントクラウドに載せることを認められたシステムは、標準仕様書に準拠している認証が得られているものという認識で相違ないか。
 - 標準化法にも各自治体が標準仕様書への準拠性について円滑に確認できるよう国が必要な措置を行うと規定されているが、ガバメントクラウド上のシステムが標準仕様書に準拠したもののみになるかという点や準拠性の確認方法などは検討中である。

今後、デジタル庁におけるガバメントクラウドの先行事業の過程で準拠性の確認方法等についても実証をしていくことを考えている。地方団体が安心して利用できるシステムとするためにも、データ要件や連携要件は、特に厳格に定める方針である。

- 今後の具体的なスケジュールについて伺いたい。
 - 来年の夏に、各所管大臣が標準化基準を策定する。デジタル庁におけるデータ要件・連携要件の検討や第2グループの検討を踏まえて、税務システム標準仕様書【第1.0版】を改定する予定だが、そのための今後の具体的なスケジュールは未定である。ただし、来年度になってから確定版を公開するのではなく、途中段階のものを関係者に情報共有する必要があると考えている。
 - ベンダーとしては、データ要件やガバメントクラウドの要件が定まらないと開発に取り掛かれないので、本格的な開発に入れるのは来年夏以降との認識。今後1年間で、各ベンダーが、ガバメントクラウド上に税務システムを構築できるかが重要。このため、データ要件等の決定を待つだけでなく、ベンダーからも積極的に意見を申し上げて連携していきたい。

- 帳票レイアウト、特に外部帳票については、地方団体としては住民等に課税の通知をするなど重要なものがあるので、今後、検討する機会をいただきたい。
 - 標準化されたものがこれまでより使い勝手が悪くならないようにしたいと考えており、引き続き、ご意見をいただきたい。

(以上)